

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年年12月28日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年1月29日から同年2月18日まで縦覧に供する。

平成20年1月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市高室土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 白田池地区	観音寺市経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 池脇地区	〃
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 大道下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 五反地地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 五月東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 出作10号地区	〃
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 皿池・山辺地区	三豊市山本支所事業課